

平成 2 3 年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成 2 3 年 1 1 月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画(平成23年8月26日法務大臣決定)に基づき、本年度実施した事前評価の結果をまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成23年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 法務に関する調査研究	
	外国人の犯罪に関する研究	5
	知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究	11
	(参考資料)	
	研究評価検討委員会における評価基準	
	(2) 施設の整備	
	松江法務総合庁舎新営工事	21
	(松江法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	山形法務総合庁舎新営工事	32
	(山形法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	国際法務総合センター(仮称)整備事業	42
	(国際法務総合センター(仮称)事業評価資料)	
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価システム」	

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人
及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰
を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図る
とともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分の際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

(1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成23年度事前評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象 施策名等	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究） 【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
評価実施時期	平成23年9月	所管部局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

グローバル化の進展並びに観光立国実現への取組及び外国人労働者の一層の受入れ等の施策を受けて、昨今の外国人入国者数は940万人に達し（平成22年）、外国人登録者数も210万人を超える（平成22年）など、現在の我が国において外国人の存在は大きなものとなっている。一方で、それら外国人の一部は我が国社会に適応できず、犯罪等につながってしまうとの問題があり、外国人による一般刑法犯の検挙件数は平成17年に約4万3,000件と過去最多を記録し、その後減少はしているものの依然として高い水準にある。

他方、外国人による犯罪については、各種の身分関係書類、カードの偽造又はその使用、地下銀行・マネーロンダリング等の犯罪基盤作出型の犯罪、集団窃盗、薬物密売等の組織的犯罪の横行などのように、一般的な日本人の犯罪とは異なる特徴があるとの指摘もある。しかしながら、外国人の犯罪について、全体的な動向は把握されているが、国籍、在留資格、在留期間等の各種属性、罪名、動機・犯行態様等の具体的な実態は、明らかになっていない。

また、外国人に対しては、使用言語の問題から通訳を介した処遇が必要となるのみならず、生活習慣・文化、風習などその行動様式も日本人と異なる面があり、その処遇においても日本人とは異なる考慮を必要としているほか（刑事施設において日本人と異なる処遇を必要とする者の収容人員は約2,800人〔平成22年〕である。）、平成14年に国際受刑者移送法が成立し、運用が開始されている。これらのことから、外国人に対する処遇は、一般的な日本人に対する処遇とはおのずと異ならざるを得ず、費用対効果の観点を含めて、適切な処遇の在り方を検討していく必要がある。

したがって、外国人による犯罪の実態と処遇の現状を詳細に明らかにする研究は、その犯罪防止対策及び適切な処遇の在り方を検討するために重要である。

さらに、現在、我が国で外国人の受入れの拡大に関する検討が行われていることをも踏まえると、そのような研究を行う意味は一層高い。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」であり、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って90点満点中63点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成24年度から平成25年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 外国人の犯罪の動向

出入国管理統計，警察統計，検察統計，矯正統計，保護統計等を用いて，外国人の犯罪の発生状況，その処遇状況等を明らかにする。

(イ) 外国人の犯罪の実態の分析

(i) 刑事事件記録による調査

刑事事件記録を用いて，地域，住居環境，在日期間，在留資格，言語能力，国籍等の外国人犯罪者の属性要素と，罪名，共犯性，組織犯罪性，動機，態様等の犯罪傾向について調査し，それらの関連性の有無の分析を行う。

(ii) 地方自治体における現地調査

外国人在住数の多い地域，又は自治体等を抽出し，在住外国人の総数及び国籍，在住期間等別の人員等を調査し，当該地域での犯罪動向との関連性を調査するとともに，外国人との共生に向けた取組を調査する。

(ウ) 外国人犯罪者の処遇実態の調査

(i) 外国人犯罪者に対する捜査・公判の実態調査

外国人犯罪者を取り扱う検察庁において，その捜査・公判の実態を明らかにするとともに，問題点等を明らかにする。

(ii) 外国人犯罪者を処遇する刑事施設の実態調査

外国人を処遇する刑事施設において，その処遇の実態を調査するとともに，現実に処遇に当たる職員を聴取し，処遇上の問題点等を明らかにする。

(iii) 外国人犯罪者を処遇する保護観察の実態調査

外国人を処遇する保護観察所において，その処遇の実態を調査するとともに，現実に処遇に当たる職員・保護司を聴取し，処遇上の問題点等を明らかにする。

(iv) 外国との受刑者移送の調査

諸外国との受刑者移送に関して，国別の送出移送，受入移送の人員，罪名，執行済・残刑期，移送後の状況等を調査し，実務上の問題の有無を検討する。

(エ) 成果物の取りまとめ

上記（ア）から（ウ）を総合して，従来明らかになっていない外国人の犯罪とその処遇の実態等を明らかにし，その犯罪抑止策に関する課題と展望を取りまとめて，法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名，法務省の他部局員4名計11名により構成）において，上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上，評価基準第4に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い，各評価に応じた評点を付すものとし，その評点の合計点に応じて，本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について，平成23年4月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ，評価基準第4に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおり）。

(1) 必要性

本研究は，治安の回復，外国人の適正な管理という法務省の重要な施策に関連するものであり，来日外国人の数は減少傾向にあるものの，日本人とは質的に異なる特性を有する外国人の犯罪の実態を調査し，対策を検討することは早期に行うべき課題であると言える。また，本研究の内容は，刑事事件記録等を利用し，あるいは刑事司法関係機関の実情等を総合的に調査するものであって，法務総合研究所以外で行うことができない研究である。以上のことなどから，必要性を評価する3項目の評点は30点中27点となっ

た。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲の設定，調査分析の手法に関して具体的に詳細な部分まで確定されるに至っておらず，今後検討を要する部分が認められるものの，本研究は，刑事事件記録や刑事施設を始めとする諸機関における調査等を行うものであって，調査項目は多岐にわたることが予定され，分析の視点は網羅的で偏りがないことが見込まれる。以上のことなどから，効率性を評価する3項目の評点は30点中24点となった。

(3) 有効性

本研究は，外国人の犯罪の抑止・低減，その捜査・公判の適切な遂行，外国人犯罪者に対する適切な処遇，適切な出入国管理策の策定に有用な資料を提供するためのものである。また，外国人の犯罪は治安対策という観点からも社会的関心が高く，注目を集めることが見込まれ，研究の成果は内外において広く利用されることが期待できる。以上のことなどから，有効性を評価する3項目の評点は30点中30点となった。

上記のとおり，本研究は，必要性，効率性，有効性の観点からいずれも高く評価され，評点の合計点は81点であったことから，本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

5. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成23年9月20日～同年10月11日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 関係する法令，施政方針演説等(主なもの)

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)

第3-2-⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備

「不法入国・不法滞在等やこれらを助長する集団密航，偽装結婚，旅券偽変造，不法就労助長等に係る犯罪等について，関係機関間での迅速・的確な情報交換を行うなど緊密な連携を図り，取締りを強化するとともに，新たな在留管理制度における在留カード(仮称)に係る罪の創設等より効果的な取締りの実施のための関係法令の整備について検討する。また，外国人雇用状況届の履行徹底を図り，不法就労防止のための事業主指導を促進する。」

第3-3-③ 地域における多文化共生の推進

「我が国に在留する外国人が我が国の生活環境に円滑に適応し，我が国社会の一員として日本人と同じような教育，医療，社会保障等の住民サービスを享受することのできる社会を実現するため，市区町村において，基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる適法な在留外国人の台帳制度を整備するとともに，外国人児童生徒の地域・学校での受入れ体制の整備，外国人を対象とした日本語教室の設置や日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者養成研修の実施，外国人労働者を雇用する事業者に対する外国人に関する社会保険等の加入促進，雇用不安を解消するための施策の実施，日系人集住地域やインターネット上における適正就労促進のための情報提供等地域住民と外国人の共生に向けた取組を推進する。」

第3-4-① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

「来日外国人の増加・定着化の傾向が進む中，外国人の受入れが国際組織犯罪，国際テロ，暴動等による治安の悪化の要因とならないように，外国人犯罪について，事案や組織の全容解明に努めるとともに，関係法令を駆使して関与者を的確に処罰し，犯

罪収益の剥奪を徹底する。」

第3-4-③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

「国際犯罪組織の弱体化を図るため、来日外国人が不法に得た収入を海外へ送金する手段として利用する地下銀行に対する取締りを徹底する。また、クレジットカード関係業界及び加盟店において、すべてのクレジットカードのICカード化等の偽造防止対策及びクレジットカード使用時の本人認証のための仕組みの整備・充実が十分に図られるよう更なる連携を進める。さらに、クレジットカードの偽造防止のため、その原料となる生カードの密輸に対してコントロールド・デリバリーを可能とする方策を検討する。」

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

8. 備考

【外国人の犯罪に関する研究】

観点	評価項目	評価の基準		評価
必要性	1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。	A (10点)	法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。	A (10点)
		B (7点)	法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望のあった研究であり、実施の必要性が高い。	
		C (5点)	法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。	
		D (0点)	法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。	
	2 代替性のない研究であるか。	A (10点)	他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。	A (10点)
		B (7点)	他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。	
		C (5点)	他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。	
		D (0点)	他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。	
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A (10点)	早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。	B (7点)
		B (7点)	早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。	
		C (5点)	早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。	
		D (0点)	早期に研究を実施する必要性がないテーマである。	
効率性	4 調査分析対象の範囲が適度であることが見込まれるか。	A (10点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。	B (7点)
		B (7点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。	
		C (5点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。	
		D (0点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。	
	5 分析の視点が網羅的で偏りがなく見込まれるか。	A (10点)	分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがなく。	A (10点)
		B (7点)	分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがなく。又は分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。	
		C (5点)	分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りがなく。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。	
		D (0点)	分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。	
	6 調査分析の手法は適切であることが見込まれるか。	A (10点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。	B (7点)
		B (7点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いている。	
		C (5点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれかを用いている。	
		D (0点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれも用いていない。	

有効性	7 研究の成果物は分かりやすいものであることが見込まれるか。	A (10点)	実務家以外の者にとっても分かりやすい。	A (10点)
		B (7点)	実務家以外にとって分かりやすい。	
		C (5点)	実務家にとっておおむね分かりやすい。	
		D (0点)	実務家にとっても理解に時間を要する。	
	8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されることが見込まれるか。	A (10点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に大いに利用された。	A (10点)
		B (7点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に利用された。	
		C (5点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。	
		D (0点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれにも利用されなかった。	
	9 法務省以外の場で用いられたり、社会的な注目を集めることが見込まれるか。	A (10点)	法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。	A (10点)
		B (7点)	法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。	
		C (5点)	法務省以外の場で用いられた。	
		D (0点)	法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。	

評点合計 81点

平成23年度事前評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象 施策名等	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究） 【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
評価実施時期	平成23年9月	所管部局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

知的障害者は、日本に約55万人いるが、それらの者もひとしく自立し、社会参加する機会が与えられなければならない。しかしながら、社会参加に当たって、障害による事実上の制約が存在し、中でも「罪を犯した知的障害者」については、社会参加に向けての制約がより厳しくなる。その結果、刑事施設を出所した知的障害者は、社会内で自立した生活を営むことが困難であったり、適切な引受人がなく、社会復帰に不安を残したままの処遇終了とならざるを得ない場合が散見される。これは、再犯防止という観点からも看過し難い事態であるのみならず、「社会的包摂」という要請にも合致しないものであり、早急に解決を図る必要のある問題である。

知的障害者については、その障害内容に応じた特別な処遇が刑事司法の各段階で行わなければならない。もちろん、特別な処遇の必要性は、知的障害者特有の問題ではなく、精神障害者全般についても妥当するが、知的障害者以外の精神障害者については薬物治療等の医療措置の余地があり、医療措置を含めた特別な処遇が行われている。これに対し、知的障害者については医療措置を講じ難く、医療観察法の対象からも外れる者が多い。その結果、精神障害の中でも、知的障害を有する犯罪者の処遇において、どのような対応が可能であり、また、妥当であるかは、未解明の検討課題として残っている。

そこで、上記の社会復帰における問題点を踏まえつつ、知的障害を有する犯罪者に対し、その障害内容に応じた効果的な処遇の在り方を検討する必要がある。そのような検討のための基礎資料として、知的障害を有する犯罪者の実態と処遇の現状を明らかにする必要がある。

また、知的障害のある犯罪者については、犯罪率などについて誤解、偏見も見受けられるところであり、その実態を明らかにし、無用な誤解を防ぐことは、就職その他による社会復帰を容易にするための一助となると考えられる。

したがって、知的障害を有する犯罪者について、その実態を明らかにするとともに、効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、本研究を行うことは、有益なことであると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「知的障害のある犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供すること」とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って90点満点中63点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成24年度の1か年
イ 研究内容

(ア) 知的障害者の実情

文献又は専門家からの意見聴取に基づき知的障害者に関する現在の基礎的な医学的知見を取りまとめる。

(イ) 知的障害のある犯罪者の動向

各種統計データに基づき知的障害のある犯罪者の動向を分析する。

(ウ) 知的障害のある犯罪者に対する処遇の現状分析

刑事施設、保護観察所、更生保護施設において、知的障害のある犯罪者の処遇状況の現状を調査するとともに、職員に対して意識調査を行う。

(エ) 知的障害のある犯罪者の実態

知的障害のある犯罪者で刑事施設で受刑中の者、保護観察中の者に対して、刑事事件記録、刑事施設の記録、保護観察所の記録又は調査照会の結果に基づいて、知的障害の内容その他の対象者の属性、犯罪内容、処遇状況等を調査し、効果的な処遇のための分析を行う。

(オ) 海外調査

知的障害のある犯罪者の処遇についての海外の先進的な取組を調査する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、平成23年4月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおり）。

(1) 必要性

本研究は、「罪を犯した知的障害者」という再犯防止策の重要テーマの一つに関連するものであり、法務省関係部局からも研究実施の要請があるテーマであるが、知的障害のある犯罪者の処遇の在り方については従来十分な検討がなされておらず、データも少ない分野であって、早急に検討する必要がある。また、本研究の内容は、刑事事件記録等を用いて犯罪実態を調査するほか、刑事司法の各段階の処遇実態を明らかにするものであって、法務総合研究所以外で行うことができない研究である。以上のことなどから、必要性を評価する3項目の評点は30点中30点となった。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲の設定、分析の視点や手法に関して具体的に詳細な部分まで確定されるに至っておらず、今後検討を要する部分が認められるものの、刑事事件記録を始めとする各種記録等を用いることにより様々な調査項目を設定することができ、そこで用いるデータも公的記録に基づく信頼性のあるものと言える。また、特殊専門性のある分野であるが、司法精神医学的、福祉的な専門意見を踏まえて検討を行えば、網羅的で偏りのない視点で分析を行うことが可能である。以上のことなどから、効率性を評価する3項目の評点は30点中21点となった。

(3) 有効性

知的障害のある犯罪者については社会的な関心が高く、本研究の成果は広く注目を集めることが見込まれる。施策等の検討への利用については、平成18年度から3年間厚生

労働省が矯正局の協力で実施した調査研究との差別化という観点から意義を見いだすことが課題であるが、同調査結果は内部資料に限定されていたものである一方で、本研究の成果物は公刊されるものであることから、幅広く利用されることが期待できる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中27点となった。

上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は78点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

5. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成23年9月20日～同年10月11日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)

第2-2-① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化

「刑事施設において、薬物・アルコール依存者、性犯罪者、交通事犯者、高齢者等受刑者の問題性に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い、指導効果を検証して、改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るとともに、諸外国に比べ際立っている刑事施設職員一人当たりの被収容者数について、過剰収容問題が生じ始めた平成12年度の水準まで軽減することを目指すなど、受刑者の改善更生・再犯防止に向けた指導体制を強化する。また、少年鑑別所・少年院においては、再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し、資質鑑別の向上を図るとともに、その結果から得られた再非行リスクを低減させるために、生活指導を中心とした矯正教育の充実・強化を図る。」

第2-2-③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

「高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための実効性ある指導・訓練を実施する。」

第2-2-⑥ 自立更生のための各種施策の推進

「満期釈放者を含めた刑務所出所者のうち、親族等の受入先がなく、就職先もない者の社会復帰を支援するため、茨城就業支援センターを着実に運営する。また、同センター入所者に対し、農業等を含めた職業訓練を民間教育訓練機関等へ委託して実施するとともに、長期にわたり自立が困難な者について、地方公共団体や地域の経済団体等と連携した住居、就業先の確保策について検討する。民間の更生保護施設では受入れが困難な仮釈放者については、福島市及び北九州市の自立更生促進センターにおいて受け入れ、強化された指導監督と手厚い就労支援等の円滑な社会復帰のための施策を推進する。また、少年院から仮退院した少年等の社会復帰を支援するため、農業実習等を行う北海道の沼田町就業支援センターを着実に運営する。あわせて、これらの就業支援センター等における取組や効果を検証し、全国的な整備について検討する。」

- 第174回国会における内閣総理大臣所信表明演説（平成22年6月11日）
『一人ひとりを包摂する社会』の実現」

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

8. 備考

<本研究と関連する研究>

研究部報告21「精神障害等対象者に対する保護観察実施状況に関する研究」

研究部報告23「重大再犯精神障害者の統計的研究」

厚生労働科学研究

「罪を犯した障がい者の地域社会生活支援に関する研究」

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」

【知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究】

観点	評価項目	評価の基準		評価
必要性	1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。	A (10点)	法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。	A (10点)
		B (7点)	法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望のあった研究であり、実施の必要性が高い。	
		C (5点)	法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。	
		D (0点)	法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。	
	2 代替性のない研究であるか。	A (10点)	他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。	A (10点)
		B (7点)	他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。	
		C (5点)	他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。	
		D (0点)	他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。	
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A (10点)	早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。	A (10点)
		B (7点)	早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。	
		C (5点)	早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。	
		D (0点)	早期に研究を実施する必要性がないテーマである。	
効率性	4 調査分析対象の範囲が適度であることが見込まれるか。	A (10点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。	B (7点)
		B (7点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。	
		C (5点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。	
		D (0点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。	
	5 分析の視点が網羅的で偏りが少ないことが見込まれるか。	A (10点)	分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが少ない。	B (7点)
		B (7点)	分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが少ない。又は分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。	
		C (5点)	分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが少ない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。	
		D (0点)	分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。	
	6 調査分析の手法は適切であることが見込まれるか。	A (10点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。	B (7点)
		B (7点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いている。	
		C (5点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれかを用いている。	
		D (0点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれも用いていない。	

有効性	7 研究の成果物は分かりやすいものであることが見込まれるか。	A (10点)	実務家以外の者にとっても分かりやすい。	A (10点)
		B (7点)	実務家以外にとって分かりやすい。	
		C (5点)	実務家にとっておおむね分かりやすい。	
		D (0点)	実務家にとっても理解に時間を要する。	
	8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されることが見込まれるか。	A (10点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に大いに利用された。	B (7点)
		B (7点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に利用された。	
		C (5点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。	
		D (0点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれにも利用されなかった。	
	9 法務省以外の場で用いられ、社会的な注目を集めることが見込まれるか。	A (10点)	法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。	A (10点)
		B (7点)	法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。	
		C (5点)	法務省以外の場で用いられた。	
		D (0点)	法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。	

評点合計 78点

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。
なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
A…評点 10 点
B…評点 7 点
C…評点 5 点
D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
合計点 72 点以上 … 大いに効果があった。
合計点 63 点以上 72 点未満 … 相当程度効果があった。
合計点 45 点以上 63 点未満 … 効果があった。
合計点 45 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標とな

る。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

2 代替性のない研究であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

4 調査分析対象の範囲が適度であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。
- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
- C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
- D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

5 分析の視点が網羅的で偏りがないか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りが無い場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。
- B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
- C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
- D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

6 調査分析の手法は適切であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。
- B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
- C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
- D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間を要する。

8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

9 当該研究が、法務省以外の場で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外の場で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外の場で用いられた。
- D…法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

平成23年度事前評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営		
評価対象 施策名等	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事） 【政策体系上の位置付け：Ⅶ-14-（2）】		
施策の基本目標	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
評価実施時期	平成23年9月	所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

既存施設は，十分な行政機能を果たすためには面積及び耐震強度が不足しており，行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

（2）目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。

（3）具体的内容

事業場所：島根県松江市母衣町50

事業時期：平成24年度から

延べ面積：8,750㎡

入居庁：松江地方検察庁
松江地方法務局

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性：104点

・既存庁舎は面積が不十分な上，建物の耐震強度が不足している。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

・同等の性能を確保できる他の案との経済比較（コスト比較）を行った際に，事業案の方が経済的である。

事業案の総費用：約43億円

他の案の総費用：約45億円

※「他の案」とは，既存施設に不足している人員換算面積分を増築し，既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案である。既存施設の耐震改修費・維持修繕費，増築費用，その他のコスト等を積み上げて事業案と経済比較（コスト比較）を行ったものである。

（3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B 1）：133点
※基本機能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

・現予定地での新営整備は、周辺に道路・鉄道等が整備されアクセスの確保ができ好立地条件である。

イ 付加機能（B 2）：A評価（特に充実した取組が計画されている）1項目
B評価（充実した取組が計画されている）3項目
C評価（一般的な取組が計画されている）3項目

(ア) A評価の内訳

①人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策、被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価の内訳

①環境保全性（照明制御設備、屋上緑化）、②防災性（電気室をグラウンドレベルより高めまたは2階以上に設置）、③保安性（監視カメラ対応）に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C評価の内訳

①地域性、②ユニバーサルデザイン、③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

※A評価：B評価に加えた取組が計画されている場合。

B評価：C評価に加えた取組が計画されている場合。

C評価：一般的な取組が計画されていると評価される場合。

※官庁施設の計画では「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日付け建設省告示第2379号）」に定める社会性、環境保全性、機能性、経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

事前評価の評価指標（B 2）は、同基準を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。

以上（1）、（2）、（3）より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成23年9月20日～同年10月11日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

本事業案において記載されている「事業計画の合理性」における「経済比較」とは、どのような意味であるのか。

〔反映内容〕

コスト比較と同義で使用しているため、「経済比較」については、「経済比較（コスト比較）」に記載を修正した。

イ〔意見〕

事業評価システムにおいて示されている事業計画の合理性に関する評価指標中「同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合」とあるが、どのような場合であるか。

〔反映内容〕

ここでいう「リスク等の総合判断」とは、総費用で事業案よりも他の案の方が経済的であるが、他の案を採用するには、リスクがあるため事業案の方が合理的である場合を指している。

6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

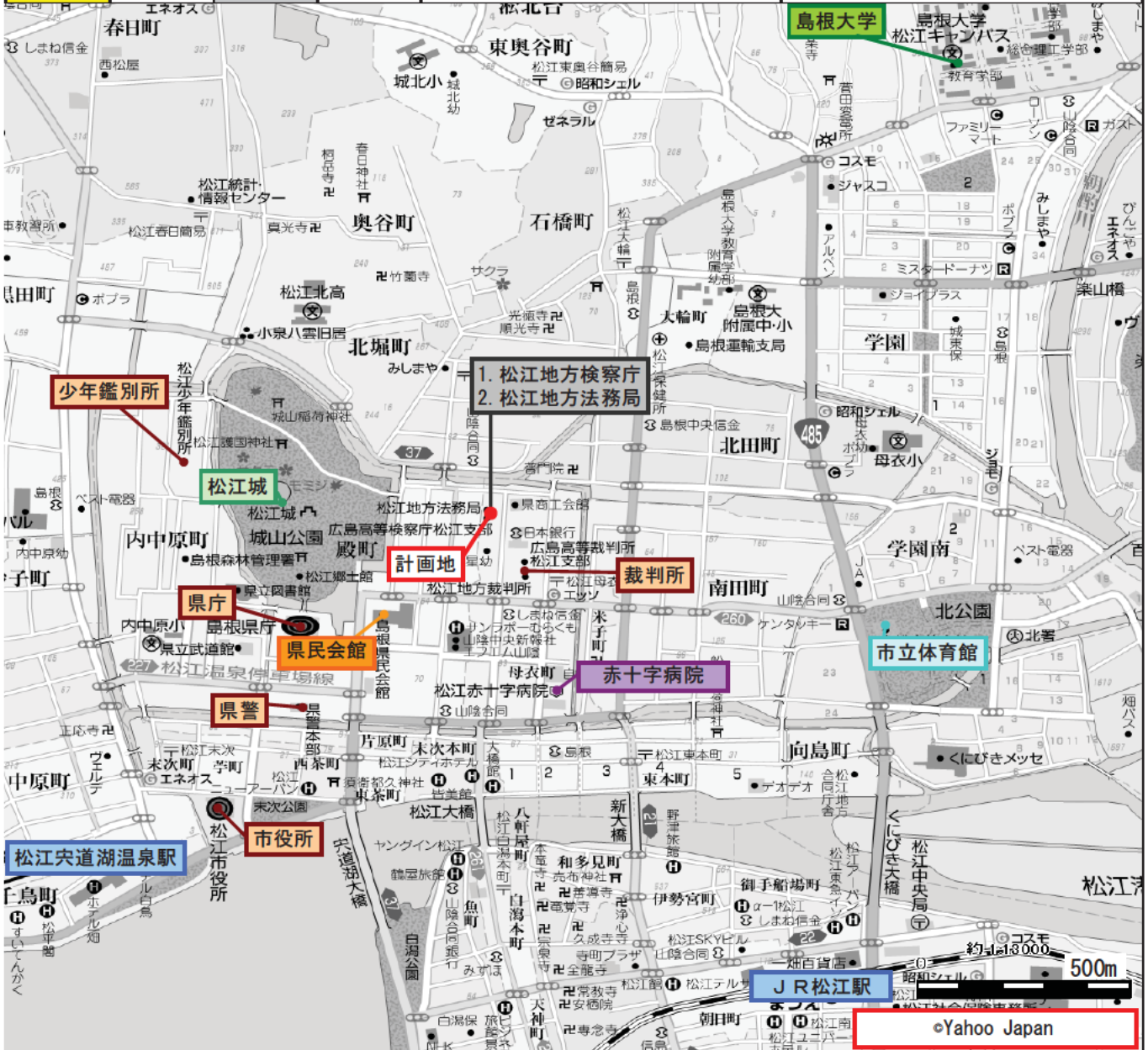
7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

8. 備考

松江法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
行政施設	医療施設	〔裁判所〕	〔拘置所等〕
文化施設	商業施設	施設名： 松江地方裁判所	施設名： 松江刑務所
スポーツ施設	交通施設	移動距離： 0.3km	移動距離： 3.1km
学校施設	公園等		
福祉施設	現状施設		



官署No.	官署名称	アプローチ	
		〔電車〕	〔バス〕
1	松江地方検察庁	J R松江駅より徒歩約26分	県民会館前より徒歩約8分
2	松江地方法務局	同上	同上
(計画地)	松江法務総合庁舎	同上	同上

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障害者、高齢者、女性及び子供のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
検察業務の質的・量的変化への対応 業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実（通訳人控室等） ・ 調室補助機能の充実 ・ 被疑者等専用待合室の充実
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能・情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機、ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○ 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の充実（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口・事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
		○ 各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保
		○ 書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 (空調設備等の設置)(防災安全性の確保) (保安安全性の確保)

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点
		100	80	70	60	50		
老朽	木造	保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,500以下 70%以下 同左	4,000以下 80%以下 同左	4,500以下	5,000以下	40 6,000以下	90
	非木造	面積率0.5以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	
狭あい (面積不足)	庁舎面積							4
借用返還	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合 関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合		緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下 連絡困難		2ヶ所以上に分散 相互距離が1km以上で(同一敷地外)業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散 相互距離が300m以上で(同一敷地外)業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散 業務上支障があるもの	
	街路 公園及び区画整理 等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済 行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等があるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	
都市計画の關係	地域制上の不適		都市計画的にみて 地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて 地域性上障害のあるもの 又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて 地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
	位置の不適		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
立地条件の不良	地盤の不良	地盤沈下 低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下 低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下 低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	地盤沈下 低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	
衛生条件の不良	採光 換気不良		法令による基準よりばるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	
	法令等	法令 閣議決定等に基づき整備が必要なもの					国の行政機関等の移転及び機械統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)							10	
合計							104	

■ 主要要素 ■ 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					評価点
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	
位置	用地取得の見込	取得済み 現地建替	国有地の所管替予定 公有地等の借用予定 建設までに用地取得の計画あり 又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シミュレーション等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない		1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ 適切な規模が設定され 敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ 適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
構造	敷地の規模	駐車場 緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			1.0
	単独庁舎		単独庁舎としての整備が適当				
	総合庁舎としての整備条件		総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	機能性等	適切な構造 機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である		適切な構造 機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)							133

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

平成23年度事前評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営		
評価対象 施策名等	施設の整備（山形法務総合庁舎新営工事） 【政策体系上の位置付け：Ⅶ-14-（2）】		
施策の基本目標	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
評価実施時期	平成23年9月	所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は，十分な行政機能を果たすためには面積及び耐震強度が不足しており，行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

(2) 目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。

(3) 具体的内容

事業場所：山形県山形市大手町150

事業時期：平成23年度から（平成23年度は調査実施）

延べ面積：7,031㎡

入居庁：山形地方検察庁
山形保護観察所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性：109点

・既存庁舎は面積が不十分な上，建物の耐震強度が不足している。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

・他の案では，事業案と同等の性能を確保できない。

※「他の案」とは，既存施設に不足している人員換算面積を増築し，既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案である。しかし，既存躯体のコンクリート強度圧縮試験を行った結果，耐震改修を行うことが不可能であると判明したため，「他の案」を実施することはできない状況である。

(3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）：120点

※基本計画（B1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

- ・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路・鉄道等が整備されアクセスの確保ができ好立地条件である。

イ 付加機能（B2）	：	A評価（特に充実した取組が計画されている）	1項目
		B評価（充実した取組が計画されている）	3項目
		C評価（一般的な取組が計画されている）	3項目

(ア) A評価の内訳

①人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策，被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）に対する特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価の内訳

①環境保全性（照明制御設備，屋上緑化），②防災性（電気室をグラウンドレベルより高めまたは2階以上に設置），③保安性（監視カメラ対応）に対する充実した取組が計画されている。

(ウ) C評価の内訳

①地域性，②ユニバーサルデザイン，③耐用・保全性に対する一般的な取組が計画されている。

※A評価の基準：B評価に加えた取組が計画されている場合。

B評価の基準：C評価に加えた取組が計画されている場合。

C評価の基準：一般的な取組が計画されていると評価される場合。

※官庁施設の計画では「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日付け建設省告示第2379号）」に定める社会性，環境保全性，機能性，経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

事前評価の評価指標（B2）は，同基準を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。

以上（1），（2），（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成23年9月20日～同年10月11日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 関係する法令，施政方針演説等（主なもの）

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

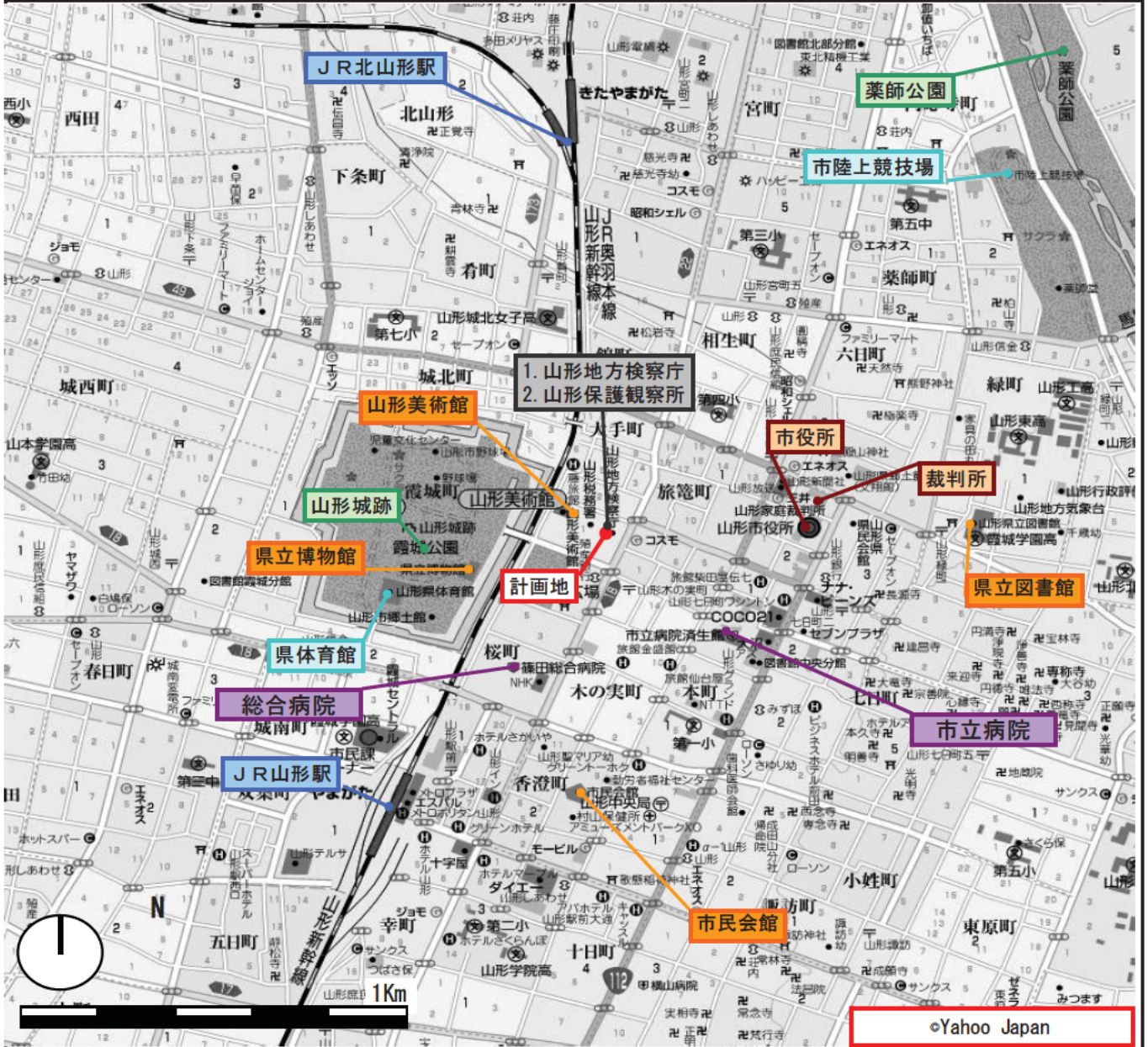
8. 備考

山形法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設

	〔裁判所〕	〔拘置所等〕
	施設名： 山形地方裁判所	施設名： 山形刑務所
移動距離：	0.8km	移動距離： 7.2km



官署No.	官署名称	アプローチ	
		〔電車〕	〔バス〕
1	山形地方検察庁	J R山形駅より徒歩約13分	霞城公園前より徒歩約3分
2	山形保護観察所	同上	同上
(計画地)	山形法務総合庁舎	J R山形駅より徒歩約13分	霞城公園前より徒歩約3分

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障害者、高齢者、女性及び子供のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
検察業務の質的・量的変化への対応 業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実（通訳人控室等） ・ 調室補助機能の充実 ・ 被疑者等専用待合室の充実
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 保護観察所		
目的	方針	
保護観察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実	○待合機能，情報提供機能の充実 ・待合のためのスペース確保 ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○バリアフリー化 ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能充実
		○駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保
	犯罪被害者等への配慮	○犯罪被害者等への配慮 ・犯罪被害者等相談室の設置 ・専用待合室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・保護観察対象者との区域分離
	保護観察官，社会復帰調整官支援機能の充実	○面接，調査機能の充実 ・面接，調査室の面積不足解消 ・面接，調査室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		○医療観察機能の充実 ・生活指導室の設置
○付随機能等の充実 ・各待合室等の充実 ・集団処遇室の設置		

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評 点							備 考	評点
		100 保安率2,500以下	90 3,000以下	80 3,500以下	70 4,000以下	60 4,500以下	50 5,000以下	40 6,000以下		
老朽	木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下	同左	70%以下	80%以下	同左	同左	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合10点加算する。	90
	非木造	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理田として取り上げる。	9
狭あい (面積不足)	庁舎面積	借用期間が切れ即刻立退が必要なもの								
	立退要求がある場合									
借用返還	返還すべき場合	関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合								
	関係団体									
分散	事務能率低下	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの							同一敷地内に分散業務上支障があるもの	
	連絡困難	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの							相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路公園及び区画整理等都市計画事業施行地								インベックコア計画に基づきものうち、インベックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域制上の不備	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある不適建築物で防火度50点以下のもの	60点以下					80点以下	区画整理等が計画決定済であるもの	
立地条件の不良	位置の不備	位置が不備であるもの又は公共に非常に不便を及ぼしているもの							位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等により維持管理が不可能に近いもの							地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの							施設が不備のため業務上好ましくないもの又は業庁者の利用上著しく支障があるもの	
	採光・換気不良								法令による基準以下であるもの	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							法令による基準より相対的に低いもの	
	法令等								法令による基準より相対的に低いもの	
加算点(法務総合庁舎計画等)										
合計										
109										

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					評価点
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	
位置	用地取得の見込	取得済み 現地建替	国有地の所管替予定 公有地等の借用予定 建設までに用地取得の計画あり 又は民有地を長期間借借可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし		1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		都市計画等と整合しない	0.9
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない		1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ 適切な規模が設定され 敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確		1.0
	敷地の規模	駐車場 緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		規模未定	1.0
構造	単独庁舎		単独庁舎としての整備が適当				
	総合庁舎		総合庁舎としての整備条件が整っている				
	としての整備条件 機能性等	適切な構造 機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	適切な構造 機能として計画されてはいない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある		1.0
<p style="text-align: center;">評価点 (各係数の積 × 100倍)</p>							120

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

平成23年度事前評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営		
評価対象 施策名等	施設の整備（国際法務総合センター（仮称）整備事業） 【政策体系上の位置付け：Ⅶ-14-（2）】		
施策の基本目標	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
評価実施時期	平成23年9月	所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

東京都内等に分散立地する矯正医療施設，研修施設等について，面積不足や老朽化により，施設としての機能不足の状態となっていることから，十分な行政機能を果たすことができなくなっている。

特に，矯正医療施設については，近年，医療措置を必要とする受刑者等が増加しているところ，既存施設の老朽・面積不足が著しく対象者を受け入れることが困難な状況にある。

（2）目的・目標

東京都内等に分散立地する矯正医療施設，研修施設等を集約整備することにより，施設・設備の合理化・効率化，人的資源の有効活用，国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的な整備を図るとともに，国民の安全確保，治安の維持及び円滑な施設運営に寄与し，矯正医療の水準を維持・向上させることを目的とする。

特に，医療刑務所及び医療少年院においては，医療機能を統合して規模拡大を図った上で「矯正医療センター」として整備し，医療諸室，医療関係職員及び医療機器を共有することによって，施設・設備の合理化と人的資源の有効活用を図っている。

なお，矯正医療施設の整備に当たっては，医療スタッフの確保及び外部医療機関との協力体制が不可欠なため，人的資源が確保しやすい都市部に設置する必要がある。

（3）具体的内容

事業場所：米軍立川基地跡地

事業時期：平成23年度から（平成23年度は調査実施）

延べ面積：122,495㎡

入居庁：国連アジア極東犯罪防止研修所

矯正研修所

矯正研修所東京支所

公安調査庁研修所恵比寿寮

八王子医療刑務所

関東医療少年院

神奈川医療少年院

八王子少年鑑別所（含東京婦人補導院）

法務総合研究所国際協力部（在大阪）

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性 : 106点

・既存施設は面積が不十分な上、建物の老朽化が著しい。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性 : 100点

・他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。

※「他の案」とは、既存施設の敷地に新営整備を行うものである。

一つの施設を除く全ての施設が、既存敷地にそれぞれ新営整備を行うことができないこと。また、集約整備による、施設・設備の合理化・効率化、人的資源の有効活用、国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的な整備を図ることができないことから、他の案では、事業案と同等の性能を確保することができない。

(3) 基本機能 (B 1) 及び付加機能 (B 2) が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能 (B 1) : 146点

※基本機能 (B 1) が基準レベル (100点) 以上のものを効果のある事業計画とする。

・現予定地での新営整備は、周辺に道路・鉄道等が整備されアクセスの確保ができ好立地条件である。

イ 付加機能 (B 2) : A評価 (特に充実した取組が計画されている) 9項目

B評価 (充実した取組が計画されている) 0項目

C評価 (一般的な取組が計画されている) 5項目

(ア) A評価の内訳

①地域性 (2項目) (懇談会等の地域住民との連携、敷地境界部分のセットバックと緑地の確保、希少動植物への配慮^{*)}、②人権 (2項目) (被収容者等に対して外部からの視線が届きにくいようにするなどの対策)、③環境保全性 (2項目) (LED照明、屋上緑化、太陽光発電)、④防災性 (2項目) (落雷対策、大規模災害時に対する電力確保、書庫等の防火性能の確保)、⑤保安性 (護送用車両専用車庫、作業門の二重化、監視カメラ対応) に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価の内訳

(イ) C評価の内訳

①ユニバーサルデザイン (2項目)、②保安性、③耐用・保全性 (2項目) に対して、一般的な取組が計画されている。

※A評価: B評価に加えた取組が計画されている場合。

B評価: C評価に加えた取組が計画されている場合。

C評価: 一般的な取組が計画されていると評価される場合。

※官庁施設の計画では「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準 (平成6年12月15日付け建設省告示第2379号)」に定める社会性、環境保全性、機能性、経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

事前評価の評価指標 (B 2) は、同基準を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」(C評価)とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。

以上 (1), (2), (3) より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成23年9月20日～同年10月11日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

事業計画の付加機能に関する計画の内訳において、「希少動物への配慮」と記載されているが、具体的にどのような配慮をしているか不明である。

また、希少植物への配慮はないのか。

〔反映内容〕

「希少動物への配慮」から「希少動植物への配慮」に修文し、希少動植物への配慮の内容を注釈に追記した。

6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

8. 備考

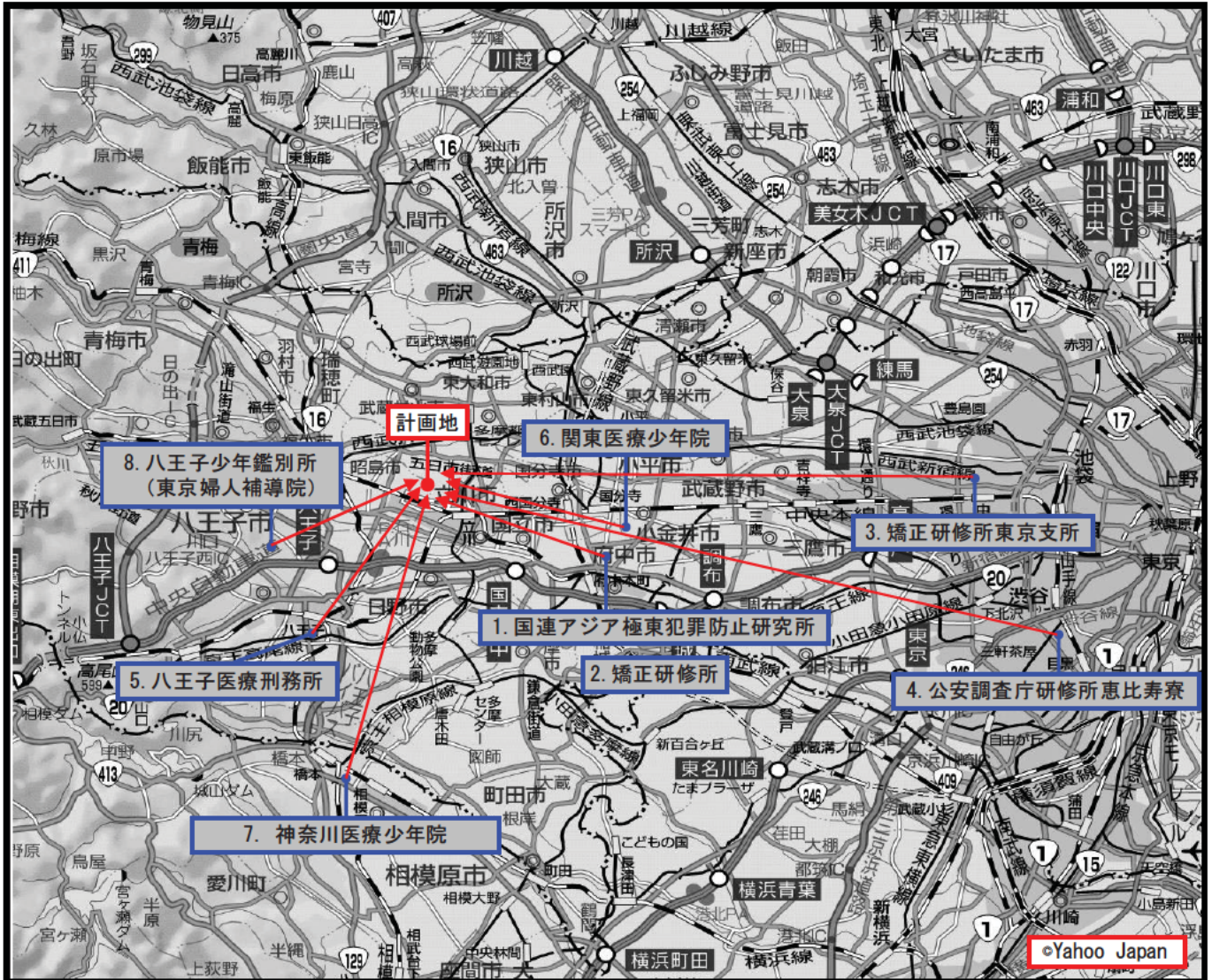
*1 「希少動植物への配慮」

国内希少野生動植物種に指定されている猛禽類（オオタカ）の営巣が確認されたことから、オオタカとの共生を図るため、希少猛禽類保護区域を整備したり、工事前や工事期間中に営巣への影響がないように配慮している。

また、ヤナギ科コゴメヤナギ、ガガイモ科コイケマ等の希少植物については、工事の影響が少ない場所に移植するなど保存に配慮する予定である。

国際法務総合センター
事業評価資料

1 計画地周辺状況 (1)



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	国連アジア極東犯罪防止研修所	JR武蔵野線北府中駅徒歩9分	東芝前から約7分
2	矯正研修所	同上	同上
3	矯正研修所東京支所	JR中央本線中野駅徒歩15分	野方1から徒歩約9分
4	公安調査庁研修所恵比寿寮	JR山手線恵比寿駅徒歩6分	恵比寿駅入口から徒歩約3分
5	八王子医療刑務所	京王高尾線京王片倉駅徒歩7分	とちのき坂から徒歩約9分
6	関東医療少年院	JR中央本線国分寺駅徒歩21分	新町一丁目から徒歩約4分
7	神奈川医療少年院	JR相模線南橋本駅徒歩8分	大河原から徒歩約4分
8	八王子少年鑑別所 (含東京婦人補導院)	JR中央本線西八王子駅徒歩40分	新清水橋から徒歩約1分
(計画地)	国際法務総合センター	JR青梅線東中神駅徒歩15分	富士見通りから徒歩約1分

1 計画地周辺状況 (2)

凡例 主要施設		〔裁判所〕	〔検察庁〕	〔拘置所〕
行政施設	医療施設	施設名：東京地方裁判所立川支部 移動距離： 3.8 km	施設名：東京地方検察庁立川支部 移動距離： 4.4 km	施設名：立川拘置所 移動距離： 3.4 km
文化施設	商業施設			
スポーツ施設	交通施設			
学校施設	公園等			
福祉施設	現状施設			



官署No.	官署名称	アプローチ	
		〔電車〕	〔バス〕
1	国連アジア極東犯罪防止研修所	JR武蔵野線北府中駅徒歩9分	東芝前から約7分
2	矯正研修所	同上	同上
3	矯正研修所東京支所	JR中央本線中野駅徒歩15分	野方1から徒歩約9分
4	公安調査庁研修所恵比寿寮	JR山手線恵比寿駅徒歩6分	恵比寿駅入口から徒歩約3分
5	八王子医療刑務所	京王高尾線京王片倉駅徒歩7分	とちのき坂から徒歩約9分
6	関東医療少年院	JR中央本線国分寺駅徒歩21分	新町一丁目から徒歩約4分
7	神奈川医療少年院	JR相模線南橋本駅徒歩8分	大河原から徒歩約4分
8	八王子少年鑑別所 (含東京婦人補導院)	JR中央本線西八王子駅徒歩40分	新清水橋から徒歩約1分
(計画地)	国際法務総合センター	JR青梅線東中神駅徒歩15分	富士見通りから徒歩約1分

2 整備方針

○ 矯正医療センター（八王子医療刑務所，関東・神奈川医療少年院）

目的	方針	
矯正医療業務の維持・向上	地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実	○面会待合室，面会室等の機能改善 ・面会室，待合室の充実
	円滑な業務の遂行	○調室，面接調査室等の機能改善 ・調室，面接調査室等の充実
	医療施設機能の充実	○施設機能の充実 ・病棟における医療の充実（被収容領域の整備） ・人工透析患者の収容能力の拡大 ・リハビリ治療の充実 ・ターミナルケアの実施
	教育環境の充実	○改善更正の充実 ・生活指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
		○教育内容，教育方法の充実 ・生活指導，教科教育，保健，体育のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・特別活動の実施への配慮
	被収容者の処遇，生活環境の改善	○居室（単独室，共同室）の機能改善 ・居室（単独室，共同室）の充実 ・採光，通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
	環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修，取り壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用		
○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用		
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用) ・将来の施設変化への柔軟な対応 (将来対応スペースの確保) (増築・改修の自由度の向上)	

2 整備方針

○ 少年非行対策センター（八王子少年鑑別所，東京婦人補導院（鑑別所に併設））

目的	方針	
少年調査業務の充実・向上	地域との調和	<p>○景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した施設計画 <p>○安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの視線の制御
	地域の相談機能の充実	<p>○相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々が気軽に利用しやすい配置 ・地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実（情報機器による相談対応） （地域の教育機関に対する研修機能）
	来訪者対応機能の充実	<p>○面会待合室，面会室等の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会室，待合室の充実
	円滑な業務の遂行（鑑別機能等の充実）	<p>○調室，面接調査室等の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調室，面接調査室等の充実
	少年等の処遇，生活環境の改善	<p>○居室（単独室，共同室）の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室（単独室，共同室）の充実 ・採光，通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	<p>○機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
	環境負荷の小さな施設づくり	<p>○周辺環境の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画 <p>○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修，取り壊しに必要な総費用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用 <p>○環境負荷の少ない材料の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上	<p>○施設のフレキシビリティの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化（耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応（将来対応スペースの確保） （増築・改修の自由度の向上）

2 整備方針

○ 研修施設（国連アジア極東犯罪防止研修所，矯正研修所，矯正研修所東京支所，公安調査庁研修所恵比寿寮，法務総合研究所国際協力部）

目的	方針
研修業務の質的・量的変化への対応	地域との調和 <ul style="list-style-type: none"> ○景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した施設計画 ○安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの視線の制御
	施設利用者対応 <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者，高齢者及び女性のための機能充実 ・施設利用者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善) ○駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	研修機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○研修室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修に対応できる研修施設の確保 ○会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保 ○事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保 ○保管機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・資料室，図書室，各種倉庫スペースの充実 ・位置及び搬入経路の確保 ・セキュリティーの確保 ・適切な保存機能の確保
	環境負荷の小さな施設づくり <ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画 ○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修，取り壊しに必要な総費用) <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用 ○環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ○施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用) ・将来の施設変化への柔軟な対応 (将来対応スペースの確保) (増築，改修の自由度の向上)

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点						備考	評点
		100	90	80	70	60	50		
老朽	木造	保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年被害等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下	3,500以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合10点加算する。	80
	非木造		60%以下 左	70%以下 同左					
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
	立退要求がある場合	借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
借用返還	返還すべき場合	関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合		緊急に返還すべきもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	事務能率低下 連絡困難	周囲が区画整理等施行済中で当該施行分だけが残っているもの		2ヶ所以上に分散 相互距離が1km以上で(同一敷地外)業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散 相互距離が300m以上で(同一敷地外)業務上非常に支障があるもの	同一敷地内に分散 業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
分散	街路 公園及び区画整理等都市計画事業施行地	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの			区画整理等があるもの(年度別決定済)			シビックコア計画に基づいたものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済みのものは、点全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの 又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	区画整理等が計画決定済であるもの	4
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下 低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下 低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下 低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの	地盤沈下 低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
	採光 換気不良			法令による基準よりばるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの	法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令 閣議決定等に基づき整備が必要なもの					国の行政機関等の移転及び機械・構構統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理由として取り上げない。		
	加算点(法務総合庁舎計画等)								10
合計								106	

主要要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み 現地建替	国有地の所管予定 公有地等の借用予定 建設までに用地取得の計画あり 又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.1
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ 適切な規模が設定され 敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ 適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
構造	敷地の規模	駐車場 緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.1
	単独庁舎		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	総合庁舎としての整備条件		総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造 機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	適切な構造 機能として計画されてはいない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						146

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【矯正医療センター，少年非行対策センター】

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【研修施設】

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは (政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

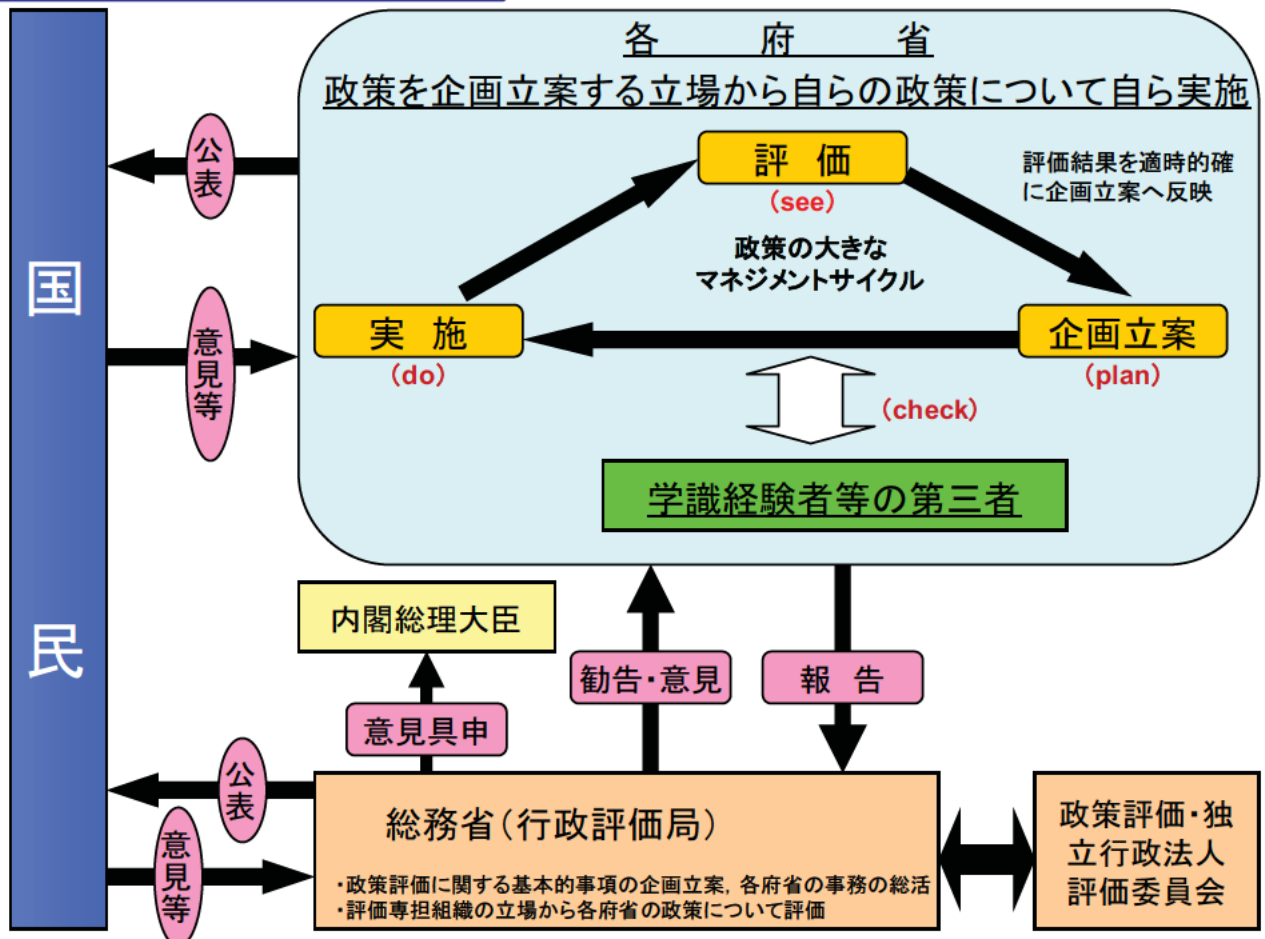
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

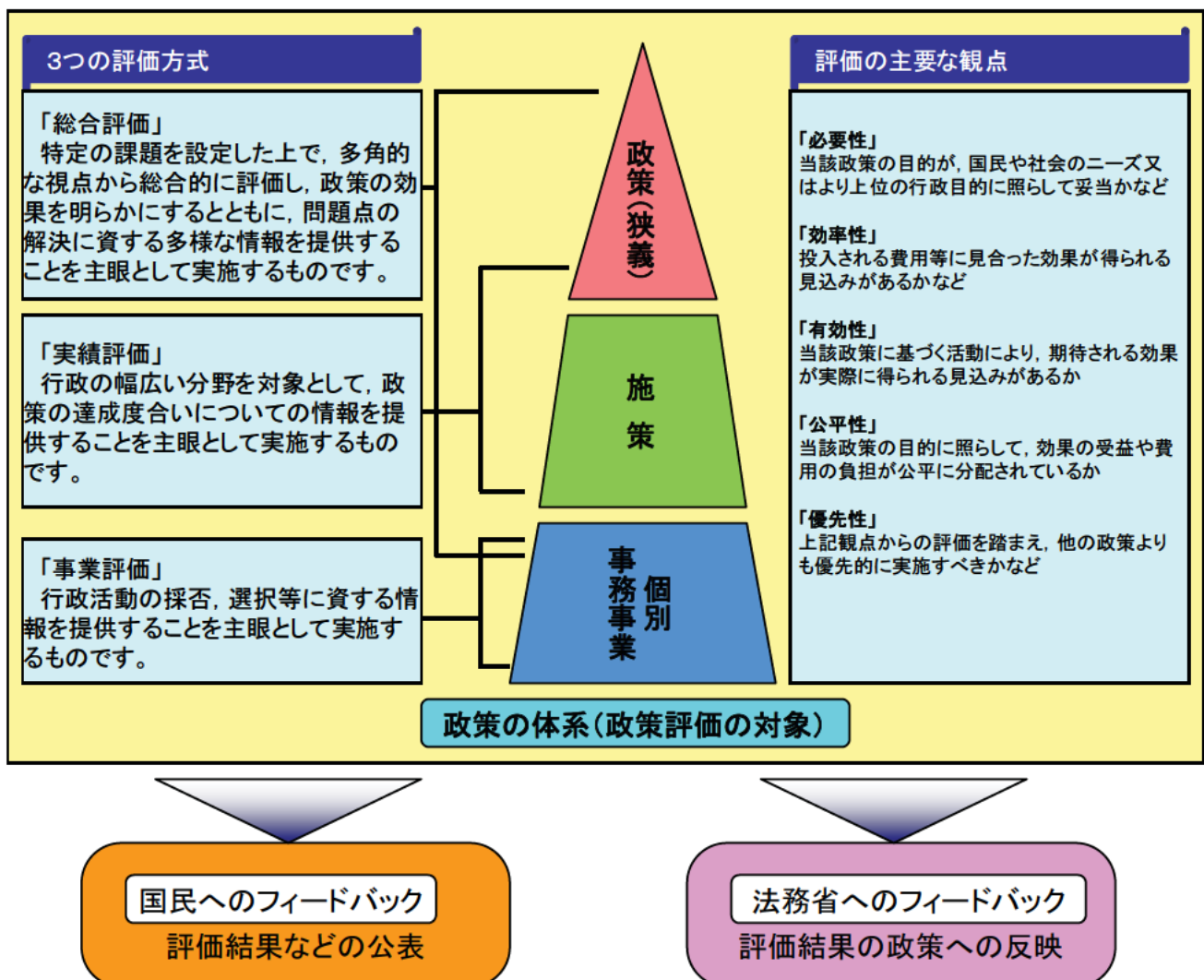
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

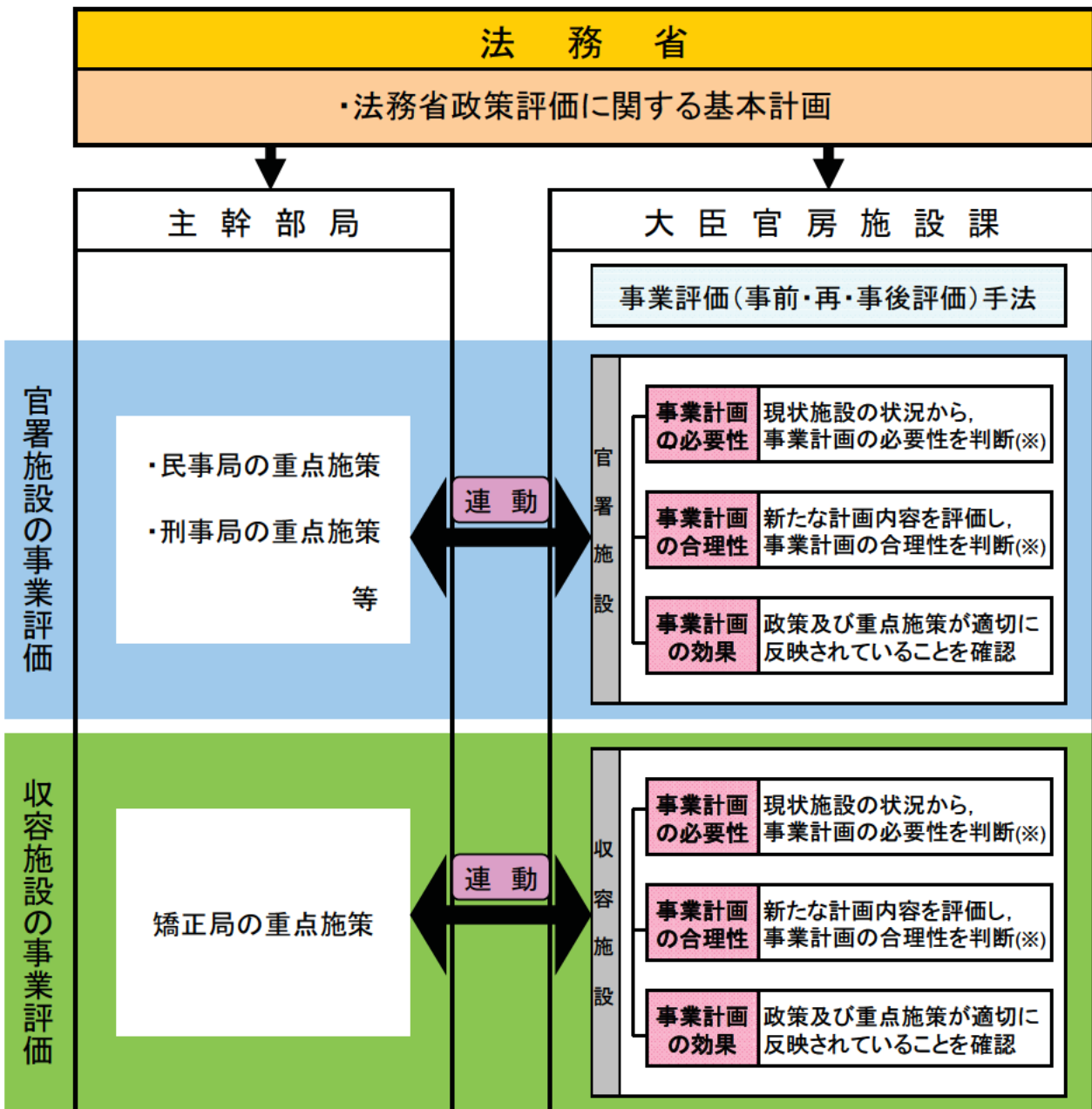
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

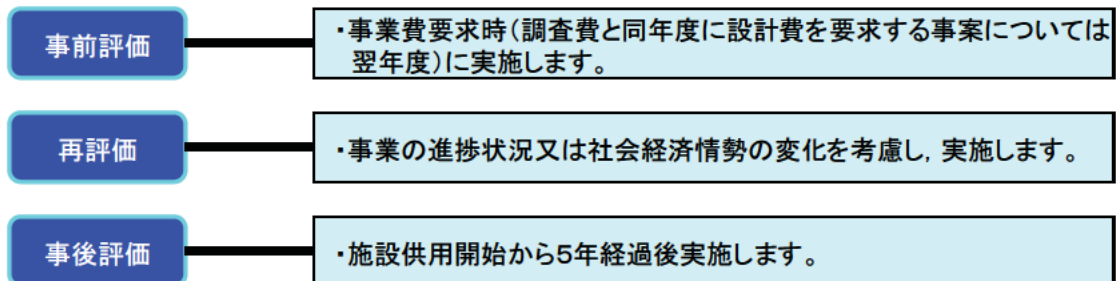


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

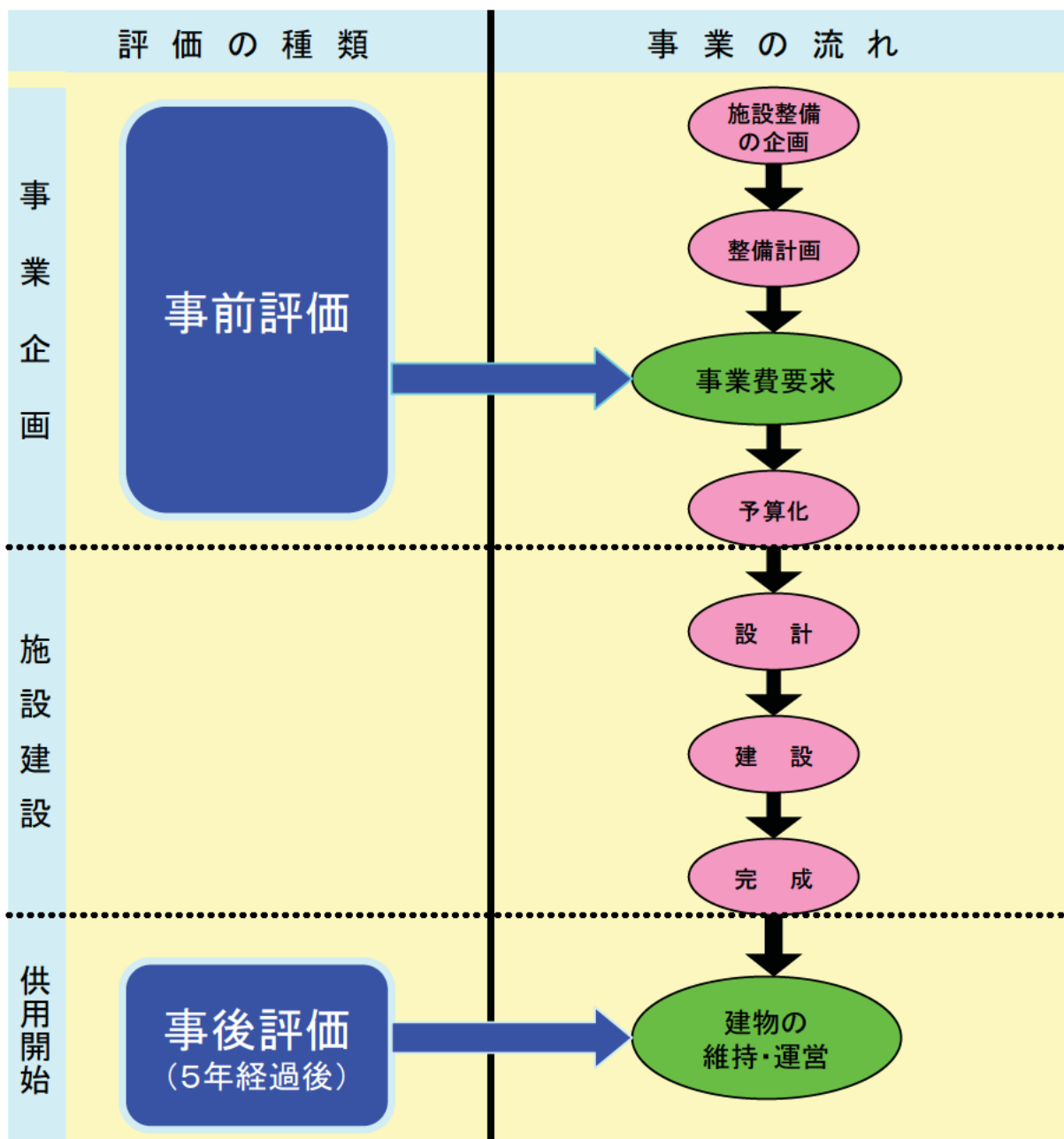
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

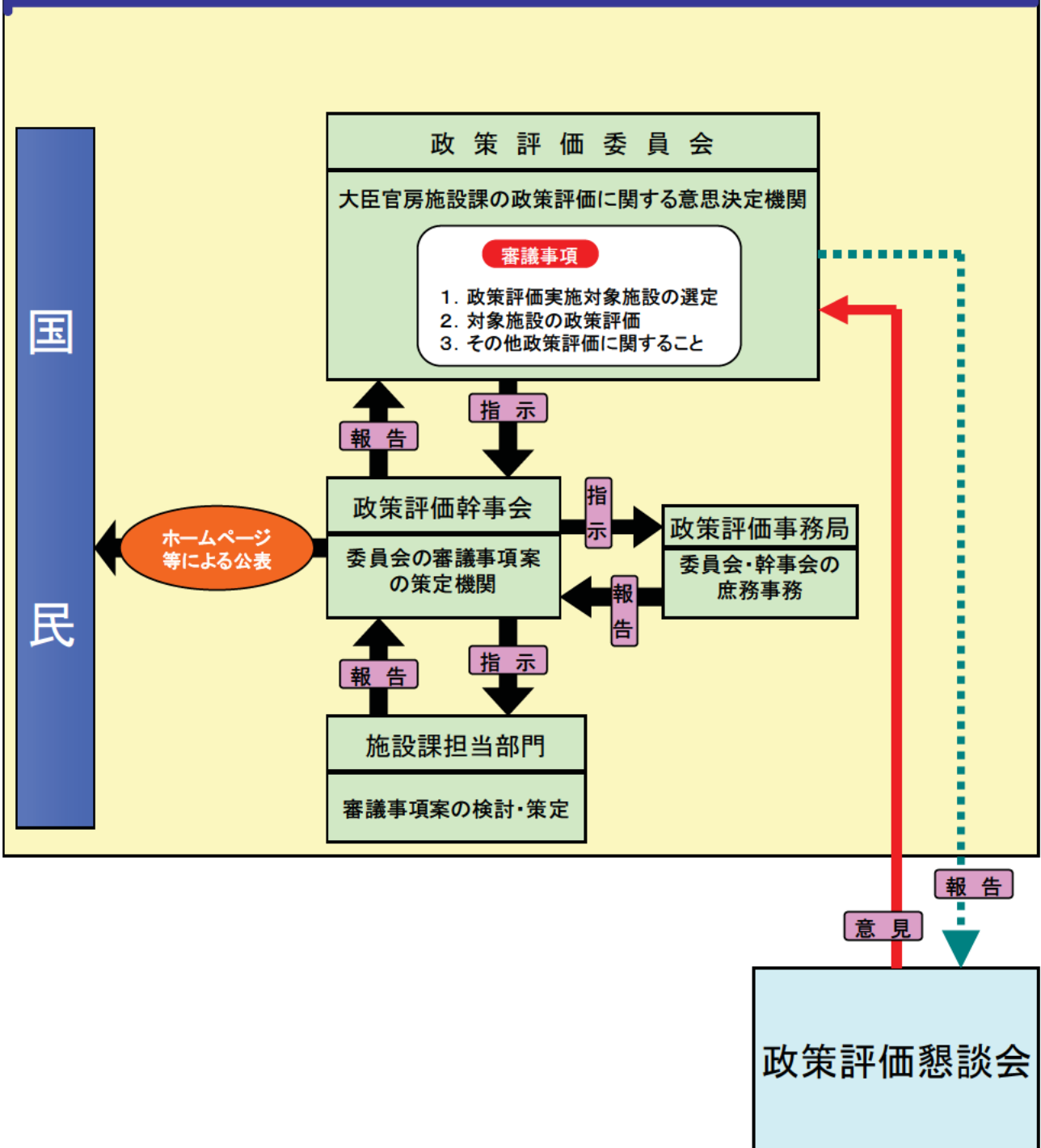


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

ア 事業計画の必要性

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m²) / 新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設に必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>